

一部損壊世帯への見舞金・義援金 申請受付中

り災証明書（居住者用）の区分が一部損壊の世帯で修理費用に10万円以上支出した人を対象に、以下のとおり見舞金または義援金が支給されます。該当する人は手続きをお願いします。

【一部損壊のり災区分世帯に対しての見舞金・義援金一覧】

	対象箇所修理費用の支出額	支給金額
住宅補修 見舞金	10万円以上～30万円未満	一律 3万円
	30万円以上～100万円未満	修理費の10% (千円未満切り捨て)
義援金	100万円以上	県から10万円 町から 1万円

【修理箇所一覧】（対象となる修理箇所が限られます）

	修 理 箇 所	具 体 例
対象内	住居の構造物	屋根・柱、床、外壁、基礎など
	建 具	ドア、窓などの開口部（ガラス・鍵の交換も含む）
	電 気 ・ ガ ス	電気配線やガス配管など
	衛 生 設 備	上下水道の配管、便器、浴槽など
	吸 排 気 設 備	換気扇、配管など
	給 湯 設 備	電気温水器など
対象外	※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り替えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。	
	内 装	間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子、畳など
	外 構	門、車庫、カーポート、塀、柵など
	住 居 以 外	家具、家電製品など
	※対象外修理箇所でも、対象修理と一体的に行う必要がある場合などは対象になる可能性があります。	

- 【必要書類】
- ・申請書（窓口にあります）
 - ・り災証明書の写し
 - ・領収書（原本、宛名が同じ世帯のだれかの名前宛であること）
※修理をした全ての領収書をお持ちください
 - ・修理費用、修理箇所がわかる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、写真など）
 - ・通帳（世帯主）の写し
 - ・印鑑（認め印可）
- ※その他、必要に応じて提出をお願いする場合があります。

【申請期限】 平成30年3月末予定

【申請窓口】 役場 仮設庁舎プレハブ1階

【注 意】 申請は全ての修理完了後をお願いします。必要書類が足りない場合は受付ができないときがあります。詳しくはご相談ください。

●問い合わせ 役場 福祉課 ☎ 096(293)3510



地震関連の手続きはお済みですか？

注意

手続きによって期限が異なります。
表を確認して早めの手続きをお願いします。



項 目	期 限	対 象 者	問い合わせ	特記事項
みなし応急 仮設住宅	申請期限 3月31日(金)	全壊・大規模半壊・半壊の世帯(居住者) ただし、 <u>応急修理利用者除く</u> （半壊は条件つきで対象）	役場 住民課 ☎ 096(293)3112	県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償で提供します（ 各種条件有 ）
仮設住宅	募集团地ごとに 随時募集	全壊・大規模半壊・半壊の世帯（居住者） <u>ただし、みなし仮設・応急修理利用者除く</u> （半壊は条件つきで対象）	役場 住民課 ☎ 096(293)3112	入居者決定次第、募集は終了。P.18「仮設住宅入居者募集」参照。
公費解体	申請期限 3月31日(金) ※先行（自費）解体は昨年8月末までに業者とした契約のみが対象。	全壊・大規模半壊・半壊の世帯（居住者・所有者） 昨年行った解体希望調査の申し出では申請になりません。所定手続きで申請ください。	役場 環境保全課 ☎ 096(293)3113	り災証明書の発行がまだの人など、 申請が間に合わない事情のある人は、相談してください。
町税等の減免	申請期限 3月31日(金) ※②、③に該当すると思われる場合はご相談ください。	① 町民税、国民健康保険税、固定資産税（住宅） 対象者には申請書類を郵送しています。 ② 固定資産税（住宅以外の建物・償却資産） 経済的価値の損失が2割以上が対象となる場合があります。 固定資産税（土地） 被害面積が2割以上で対象となる場合があります。 ③ 軽自動車税 地震で滅失または使用不能となって廃車した場合は、対象となる場合があります。	役場 税務課 ☎ 096(293)3117	熊本地震の被害によって、町税などが減免されます。詳しくは、町ホームページで確認するかお問い合わせください。
日本財団見舞金（住宅損壊見舞金）	受付期限 3月31日(金)	全壊または大規模半壊の世帯（居住者）	日本財団災害復興支援センター熊本支部 ☎ 070(3623)9611	住宅損壊の見舞金が一世帯あたり20万円支給されます。申し込みは直接日本財団災害復興支援センター熊本支部へお願いします。
住宅の 応急修理	申請期限 4月13日(木)	全壊・大規模半壊・半壊の世帯（居住者）	役場 都市計画課 ☎ 096(293)4011	応急修理費用の一部を、町が施工業者に直接支払います。
医療費・介護 サービス費の 免除	取扱期限 9月30日(土) まで免除期間を延長	半壊以上の世帯居住者などで次の保険に加入している人 ① 大津町介護保険 ② 大津町国民健康保険 ③ 熊本県後期高齢者医療制度	役場 福祉課 ☎ 096(293)3510 役場 健康保険課 ☎ 096(293)3114	①の対象者には新しい免除証明書を郵送しています。 ②、③の対象者は現在の免除証明書を引き続き使用してください。
一部損壊世帯 住宅補修見舞金	申請期限(予定) 平成30年3月末	修理費用が10万円以上100万円未満の一部損壊（居住者）世帯	役場 福祉課 ☎ 096(293)3510	修理費用に応じて、一部見舞金を支給します。
県および町の 義援金	申請期限(予定) 平成30年3月末	全壊・大規模半壊・半壊の（居住者）世帯、または修理費用が100万円以上の一部損壊（居住者）世帯	役場 福祉課 ☎ 096(293)3510	修理費用や損壊区分に応じて、義援金を支給します。
被災者生活再 建支援金 （基礎支援金）	申請期限 平成30年 5月13日(日)	全壊・大規模半壊の世帯（居住者）または、やむを得ない理由により解体せざるを得ない半壊世帯（居住者）	役場 福祉課 ☎ 096(293)3510	生活再建のための支援金を支給します。加算支援金については、平成31年5月13日(月)まで

※必要な申請書類や細かい条件などの詳しい内容は、問い合わせへご連絡ください。

さまざまな手続きで、『り災証明書』が必要です。取得が必要な人は、お早めに『り災証明書』の申請をお願いします。

●問い合わせ 役場 総務課 ☎ 096(293)3111